

役員報酬規程改定のポイント

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号))

法人名	現 行	改 定 後
国立公文書館	<p>○ 常勤役員の俸給月額</p> <p style="margin-left: 20px;">館長 <u>984,000 円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">理事 <u>776,000 円</u></p> <p>○ 非常勤監事手当の月額</p> <p style="margin-left: 20px;">監事 <u>296,000 円</u></p> <p>○ 常勤役員の期末特別手当</p> <p style="margin-left: 20px;">館長・理事 6月 <u>140/100 %</u></p> <p style="margin-left: 20px;">館長・理事 12月 <u>155/100 %</u></p>	<p>○ 常勤役員の俸給月額</p> <p style="margin-left: 20px;">館長 <u>964,000 円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">理事 <u>760,000 円</u></p> <p>○ 非常勤監事手当の月額</p> <p style="margin-left: 20px;">監事 <u>290,000 円</u></p> <p>○ 常勤役員の期末特別手当</p> <p style="margin-left: 20px;">館長・理事 6月 <u>147.5/100 %</u></p> <p style="margin-left: 20px;">館長・理事 12月 <u>162.5/100 %</u></p> <p style="margin-left: 20px;">平成27年4月1日から適用する。</p> <p>※ 経過措置</p> <p>1 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる常勤役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>2 切替日の前日から引き続き同一の役職にある非常勤役員で、その者の受ける非常勤役員手当が同日において受けていた非常勤役員手当の月額に達しないこととなる非常勤役員には、平成30年3月31日までの間、非常勤役員手当の月額のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。</p>

北方領土 問題対策 協会	○ 常勤役員の俸給月額	○ 常勤役員の俸給月額
	理事長 <u>939,000円</u>	理事長 <u>920,000円</u>
	理事 <u>759,000円</u>	理事 <u>743,000円</u>
	○ 非常勤監事手当の月額	○ 非常勤監事手当の月額
監事(東京) <u>207,800円</u>	監事(東京) <u>203,600円</u>	
監事(札幌) <u>183,000円</u>	監事(札幌) <u>179,300円</u>	
	・平成27年4月1日の前日から引き続き 就任している者は、任期が終了するまで 据え置き。	
○ 常勤役員の期末特別手当 (6月支給)	○ 常勤役員の期末特別手当 (6月支給)	
理事長 <u>2,190,123円</u>	理事長 <u>2,260,762円</u>	
理事 <u>1,579,023円</u>	理事 <u>1,628,544円</u>	
(12月支給)	(12月支給)	
理事長 <u>2,659,435円</u>	理事長 <u>2,490,670円</u>	
理事 <u>1,917,385円</u>	理事 <u>1,794,159円</u>	
	平成27年4月1日から適用する。	

(参考) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律のポイント

○給与制度の総合的見直し(平成27年4月施行)

- ① 俸給表水準を平均2%引き下げ
- ② 地域手当の見直し(現行6区分(18%~3%) → 7区分(20%~3%))
- ③ その他手当の改定(広域移動手当、単身赴任手当等)

実施時期

- ・俸給表は平成27年4月1日に切り替え。
- ・地域手当の支給割合は段階的に引上げ(平成30年4月までに)
- ・激変緩和のための経過措置(3年間の現級補償)